

平成24年10月30日（火）  
14時00分公表

担当 長崎労働局職業安定部職業安定課  
課長 長谷村 雅博  
地方労働市場情報官 木場 善英

TEL095-801-0040

## 非正規労働者の雇止め等の状況について（平成24年10月）

（調査の変更について）23.3月分の報告から、一つの事業所において30人以上の離職（予定）者数の情報を把握できた雇止め等の状況についてまとめたものに変更しています。

非正規労働者の雇止め等（非正規労働者の雇止め等の人数が一つの事業所において30人以上である場合に限る。）について、調査月の前1か月から後2か月までに実施済み又は実施予定として、長崎労働局及び長崎県内の各ハローワークが企業等に対する聞き取りにより、現時点でその内容が確定している状況を取りまとめたものです。

### （1）集計結果 83人（平成24年10月18日 現在）

（就業形態別）	
派遣	0人
契約（期間工）	0人
請負	0人
その他	83人

### （2）就業形態別・産業別集計結果

●派遣 0人			●契約（期間工） 0人			●請負 0人			●その他 83人		
	合計	（うち製造業）		合計	（うち製造業）		合計	（うち製造業）		合計	（うち製造業）
期間満了	0	(0)	期間満了	0	(0)	期間満了	0	(0)	期間満了	0	(0)
中途解除	0	(0)	中途解除	0	(0)	中途解除	0	(0)	中途解除	83	(0)
不明	0	(0)	不明	0	(0)	不明	0	(0)	不明	0	(0)

### （3）月別雇止め等数

合計	24.9月	10月	11月	12月	複数月で実施
83	46	37	0	0	0

※「非正規労働者」とは、派遣、請負（構内下請けに限る。）、パート、アルバイト、期間工などをいいます。派遣、請負には、派遣元事業所、請負事業所において正社員として雇用されているものを含まず。

※「雇止め等」とは、派遣契約の中途解除や再契約停止、請負契約の中途解除や再契約停止、パート、アルバイトまたは期間工の解雇、有期雇用契約の再契約停止などによる雇用調整などをいいます。